

# 静岡県弁護士会ニュース

〈災害時Q&A集〉発行：R4.9.27

令和4年  
台風15号

静岡支部 054-252-0008  
浜松支部 053-455-3009  
沼津支部 055-931-1848



<https://s-bengoshikai.com>



※ 本ニュースの情報は令和4年9月27日時点のもので、その後の法改正や制度の適用、変更などの可能性があります  
※ 災害の種類や地域によって、適用されている法律が異なるため、使える支援制度が、災害と場所で異なることに注意して下さい。不明なときは役所などにご相談を

## 写真撮影・浸水対処

罹(り)災証明書の調査や、保険会社・共済の調査に備え、片づけをする前に、被災した建物、車、家財などを様々な角度や、様々な距離(遠く・近く)で撮影し、たくさんの被害の**写真や動画**を残しておきましょう。写真の撮り方は、**右の冊子**にも記載があります。浸水の深さがわかるように撮影することも大切です。保険・共済会社へのご相談も忘れずに。保険会社がわからないときは「自然災害等損保契約照会センター」へ(日本0120-50-1331/外資系03-5425-7850)

制作  
「**震災がつなぐ全国ネットワーク**」



浸水した家屋をそのままにすると、建物が傷み、健康被害にもつな갑니다。床下の掃除、乾燥、消毒や、壁の中の断熱材の処理などについて、**左の冊子**を参考に無理のない範囲で対処しましょう。**ボランティアの協力**も遠慮せず頼んでください。窓口は、ボランティアセンター又は社会福祉協議会です。



## り災証明書

り災証明書は、役所に申請すると、被害調査の上で、上の表のように全壊、大規模半壊などと判定され、交付される住宅被害の証明書です。**多くの支援制度が、このり災証明書と結びついている**ので、り災証明書の申請はとても大切です。



り災証明書の調査は、①浸水の深さ等で判断される場合(第一次調査)と、②建物全体の壊れぐらいに点数をつけて評価する場合(第二次調査)があります。どちらの場合でも、**再度の調査**をお願いすることができます。ただし、再度の調査により、判定が下がることもあります。

判定に疑問がある場合には、役所に理由(第二次調査の場合には評価点数なども)を聞いてみましょう。それでも納得できなければ、弁護士会など専門家にご相談を。り災証明の調査は、QRコード(右)にある**内閣府の指針**に沿って行なわれています。



## 被災者支援制度

国や自治体などには、様々な支援制度がありますが、大きく分けると、  
①**住まいに関する支援**  
②**お金がもらえる支援**  
③**お金が借りられる支援** にわかれます。支援制度は、もろったり災証明書の判定や、様々な法律の適用の有無によって異なります。まずは自分が使える支援制度がどれなのか、

それでいくもらえるのかなどを知ることが大切です。支援制度は大切なものですが、一方で、たとえば応急修理制度を使うと、その後応急仮設住宅に入れなくなったり、公費解体制度を使えなくなるなどの制限が生じることもあります。弁護士などに相談し、**制度の内容**をよく理解した上で申請しましょう。

住まいの支援

お金の支援

借入れの支援



## 支援制度の資料

支援制度の内容や、使い方を知っていただくために、説明動画、支援制度の一覧表、り災証明書と支援制度の関係表など様々なツールがあります。

① YouTube動画



被災者の支援制度について動画で解説しています(一部改正前の金額の点ご注意ください)

② 被災者支援チェックリスト



日本の支援制度を種類ごとにまとめた電車の時刻表のような形のカードです

③ 被災者支援カード(表・裏)



特に重要な9つの支援制度についてまとめたカード(表)と、罹災証明の判定と使える制度の関係をまとめたカード(裏)です

## 住まいの支援

**応急修理(補助)制度**

半壊以上 65.5万円  
準半壊 31.8万円  
被災した住宅の修理の補助制度です。ただし、使うと仮設住宅や公費解体の資格を失うことがありますのでご注意ください。

**応急仮設住宅**

被災者のための住居を提供する制度です。入居資格は役所にご確認ください。通常の災害では2年間が入居期間の上限です。

## お金の支援

**国の被災者生活再建支援金と静岡県の独自制度**

その地域に被災者生活再建支援法が適用されると、り災証明書の判定によっては、国からの住宅再建の支援金がもらえることがあります。

①**基礎支援金** ②**加算支援金**  
の2つからなり、合計最大300万円(単身世帯は4分の3)が支給されます。全壊や、大規模半壊の人しかもらえないと誤解されることもありますが、住宅が半壊

以上の判定等で、役所に相談し、やむを得ず住宅を解体した世帯なども、支給対象になります。

詳しくは、上の「水害にあったときに」の冊子に具体的な支給金額が記載されていますのでご覧ください。各自自治体独自の支援も随時ご確認ください。また、静岡県には、被災者生活再建支援法が適用されない場合でも、国の支援金と同額がもらえる**被災者自立生活再建支援制度**もあります。

## 借入れの支援

◆ **災害弔慰金法による貸付【市町】**

災害援護資金貸付制度(負傷・住家被害など 最大350万円)

◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**

災害援護資金(150万円・無利子~1.5%)  
住宅補修費貸付(250万円が目安) その他も複数の貸付制度あり。

◆ **母子父子寡婦福祉資金貸付金【市町】**

住宅の補修等については200万円以内で貸付。



◆ **建物の再築、購入、修理の際の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】**

住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。条件は上記機構に相談を。親子リレーローンが組める場合もあります。

◆ **リバースモーゲージ型融資(60歳以上の返済特例)【住宅金融支援機構】**

60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求されません。

## 自動車の支援

■ **自動車がなくなってしまった。使えなくなってしまった**

登録の抹消についてはお近くの運輸支局に確認を。また、車の貸し出しボランティアなどが実施されることもあります。



## 解体や撤去

■ **公費解体制度や公費での土砂撤去**

災害時には、一定のり災証明以上の住宅や事業所を無料で解体してくれる公費解体制度や、公費で土砂を撤去してくれる制度など様々な制度もあります。役所などの最新の情報を確認してください。



## 弁護士無料相談

☎ **054-204-1999**

平日10:00~12:00/13:00~16:00受付

弁護士は、法律相談だけをする専門家ではありません。災害による様々な問題に皆さまと一緒に悩み、一緒に考える専門家です。こんなことは聞いても仕方がないと思わずに、遠慮なくご相談ください。

支援はあります。焦らず、無理をしすぎず、いつでも周りの人や専門家に相談してください!





# 台風15号



静岡県弁護士会  
Shizuoka Bar Association

## 何でも無料電話相談

そのつらさ ひとりで抱え込まないで



電話受付

**054-204-1999**

受付時間 平日10:00～16:00

(12:00～13:00除く)

電話受付後、担当の弁護士が、折り返しのお電話をして、相談に応じます。

ホームページにも様々な支援情報を随時掲載しています

静岡県弁護士会

検索

